平成３０年（フ）第５４号
北九州市門司区下二十町７番２―907号
債務者　上田　七子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２３号
兵庫県西宮市石刎町２番28―101号
債務者　稲垣　　敬
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
兵庫県豊岡市戸牧1094番地　公立豊岡病院組合立豊岡病院、住民票上の住所兵庫県朝来市生野町奥銀谷1433番地１
債務者　有時　則哉
成年後見人　有時　世悟
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７号
秋田県横手市大屋寺内字寺内113番地２
債務者　藤井　　豊
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第３１号
北九州市八幡西区清納１丁目１番７―907号
債務者　中山　　諭
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３８号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番16―501号
債務者　牧本　香積
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０号
函館市西旭岡町２丁目52番地３
債務者　佐藤　伊織
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２６号
北九州市八幡西区岸の浦１丁目13番64号（102号）
債務者　小南　孝道
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３５号
北九州市小倉北区上富野４丁目５番１号（105）
債務者　上田　和利
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３６号
北九州市門司区白野江２丁目16番５―201号
債務者　中山　敏子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４４号
福岡県中間市中尾１丁目５番５号　ウッディⅡ102号
債務者　安達美奈子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４８号
北九州市若松区宮丸１丁目22番４―205号
債務者　土井田智子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４９号
北九州市小倉北区若富士町６番３―301号
債務者　黒岩　珠理
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区中田町４番５号
債務者　大内　　恵
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第４号
埼玉県白岡市小久喜883番地13
債務者　中川由香子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５６号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地　９―101
債務者　吉川　雪美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２０号
埼玉県飯能市大字川寺189番地８　ブランドール川寺301
債務者　木戸　伊吹
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―７―403
債務者　宮野　礼子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部